

産業廃棄物収集運搬業許可証

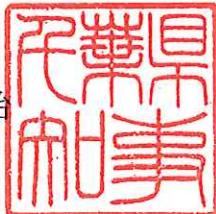
**複製厳禁**

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷八丁目1番33号

氏 名 株式会社 丸幸  
代表取締役 渡邊 均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 平成30年9月20日

許可の有効年月日 平成35年9月2日

**1. 事業の範囲**

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

**2. 許可の条件**

なし

**3. 許可の更新又は変更の状況**

平成5年9月3日 新規許可  
平成30年9月20日 更新許可

**4. 積替え許可の有無 寸・無**

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

**5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 寸・無**

**備考**

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。